

佐賀ステートメント（本文・和訳）

前文

1. 過去 25 年の間に、日本、マレーシア、インド、ベトナム、中国およびカンボジアで開催されたアジア湿地シンポジウム（Asian Wetland Symposium: AWS）が、アジアにおける湿地の理解に貢献し、国内外の湿地政策や計画に影響を与え、湿地の保全と賢明な利用を促進してきたことを**認識**し、さらに、1992 年から 2017 年までの間の過去 7 回の AWS で採択されてきた宣言と AWS の変遷に関する文書を**認識**し、
2. 11 月 7 日から 11 日まで、「湿地と持続可能な暮らし」をテーマに、アジアの湿地保全に関連した成果、実践、進歩、課題の総括と湿地の保全および賢明な利用を主流化するために今後何をすべきかについて検討することを全体目標として、27 の国と地域から 470 名の参加者を迎え佐賀市で開催された AWS2017 の重要性を**認識**し、
3. 九州地方に位置する有明海に面する佐賀市において、ラムサール条約登録湿地である干潟（荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟）が価値ある生態系サービスを提供し、伝統的に地元住民によって利用され、のちに、佐賀水宣言の採択に至ったことに**注目**し、
4. 気候変動による災害の影響の深刻化、アジアは世界で最も災害の多い地域という事実、そして 2017 年 7 月の九州北部豪雨による被害を**認識**し、
5. 生物多様性に関する愛知目標（Aichi Biodiversity Targets）、仙台防災枠組 2015-2030（Sendai Framework on Disaster Risk Reduction 2015-2030）、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）、および、ラムサール条約、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約のパリ協定などの関連する国際条約・取極を**想起**し、
6. 基調講演、9 つの口頭発表セッション、有明海のラムサール条約登録湿地を含む重要な干潟へのフィールドビジットを**認識**し、有明海セッション、ユースセッション、市長円卓会議、参加型ポスターセッションといった AWS の革新的なセッションを通して、多様な利害関係者と世代間の積極的なコミュニケーションが促進されたことを**認識**し；そして、
7. 相互対話型かつ参加型のポスターセッションの有用性を**認識**し、当該セッションが、多様な世代間、利害関係者間、文化間、学問分野間の障壁を克服する効果的な学び合いを促進するだけでなく、将来の現場での行動を支援することを**認識**し、

我々、AWS2017 の参加者は、以下のことを宣言する；

1. 湿地間の連携とネットワーク構築を強化する

我々は、市長円卓会議で示された、優良な事例および失敗の事例、並びに各地のチャンピオン（地元の牽引者）によって触発された効果的な湿地の保全と賢明な利用のために、共通の特徴と背景を有するラムサール条約登録湿地および他の湿地間の協力および協働（地元、国内および国際社会間）の重要性を確認する。

2. 沿岸湿地生態系を保全するために包括的な取組を確実なものとする

我々は、地域における他の沿岸域での大規模な開発に起因する深刻な被害を含む有明海の歴史および現在も継続している研究から、景観レベルで包括的な取組が行われなければならないことを学んだ。また、我々は、アジア全域の沿岸湿地生態系を保全し、回復させるためには、適切な規模で取り組む必要がある。

3. 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を実行に移す

我々は、伝統的な手法や科学的知見を組み合わせ、研究を通じてその有効性を定量化しながら、Eco-DRR を現場において実践することの重要性を認識し、国家や地方レベルにおける政策、法的枠組み、行政的措置に EcoDRR を組み込むことを追求する。

4. 都市の湿地を保全し、復活させる

我々は、生態系サービスを提供し、人間と自然とのつながりを維持・再構築している都市と都市周辺の湿地の重要な役割を認識する。したがって、我々は、都市における湿地を、健全な生態系として保全・復元できるように、都市の土地利用計画や法的な枠組み、都市の意思決定者のための CEPA に組み込むよう要請するとともに、民間開発者が優良な事例を採用することを奨励する。

5. 責任のある湿地観光を推進する

我々は、韓国のスンチョン湾やインドのチリカ湖などの事例から、湿地生態系の保全こそが、責任のある、真に持続可能な観光の推進に寄与することを特筆する。これらの好事例は、地域の経済発展と湿地保全を達成するモデルとなりうる。

6. 地域の湿地産品振興策を推進する

我々は、ラムサールロゴ等による認証を活用した適切なブランド化など今回紹介された多数の優良事例から、持続可能な農林水産業が、高付加価値農林水産物の供給を通じて、地域経済振興に資するだけでなく、湿地の維持や回復に資することを学んだ。

7. 湿地保全における若者のリーダーシップを確保する

我々は、若者達が多様なステークホルダーと意見交換を行い、ネットワークを構築し、様々な湿地保全活動に積極的に参加する力を有していることを認識する。AWS が引き続き湿地の効果的な管理に核心的な貢献をしよう、若者達が今後の AWS の開催において、更なるリーダーシップを発揮することを期待する。

8. 保全活動の推進に直結する、CEPA 活動を推進する

我々は、継続的な資金と十分な能力を有するスタッフによる、系統だった、目的が明確で、

長期にわたり継続することができる CEPA 活動を実施していくことが重要であることに同意する。それは、現場における積極的な湿地保全の成果に直結する。我々は、既存の組織とパートナーシップを通して、これらの優良事例を地域で参考にし、広めていく必要がある。

我々は、ラムサール条約のすべての締約国、組織、参加者および関係市民に対し、AWS がはじめて開催されてからの 25 年間の蓄積を踏まえて、AWS が将来とも重要な役割を果たし続けるために、継続して AWS の開催を確保することを要請する。

最後に、2017 年 11 月 7 日から 11 日、佐賀においてアジア湿地シンポジウムを滞りなくホストした日本政府、佐賀県、熊本県、佐賀市、鹿島市、荒尾市、ラムサール条約東アジア地域センターおよびすべての後援者と協賛者に感謝する。

そして、我々は、次回のラムサール条約アジア地域会合および 2018 年 10 月にドバイで開催される同条約第 13 回締約国会議に、本ステートメントを伝達するよう、AWS 主催者が日本政府の支援と助力を要請するよう求める。

2017 年 11 月 10 日、佐賀

佐賀ステートメント（付属資料・和訳）

佐賀ステートメント本文には、アジア湿地シンポジウム 2017（AWS2017）における全てのセッションの中から最も重要なメッセージを盛り込んでいる。本付属資料には、佐賀ステートメント本文には含まれなかったが、各セッションにおいて議論された重要なポイントや具体例等についてまとめている。

有明海（フィールドビジットを含む）

1. 干潟は多くの生き物だけでなく、湿地の賢明な利用を通じて生まれた多様な文化をも育んでいる。真に持続可能な社会を実現させるためには、私たちは豊かな生物多様性と共に、干潟によって育まれた文化についても、次世代に引き継いでいかなければならない。
2. 有明海を巡る佐賀コース、鹿島コース、荒尾コースの 3 種類のフィールドビジットが実施された。佐賀コースを通じて、私たちは、観光客が川から干潟へとつながる生態系だけでなく、湿地の賢明な利用や文化的価値についても包括的に学ぶことができる魅力あるエコツーリズムプログラムの潜在性を認識した。鹿島コースでは、湿地が水質の浄化において重要な役割を果たしていること、またその恩恵を受けて地元経済の主要な柱の一つである日本酒産業が発展していることを認識した。荒尾コースでは、私たちは、より持続的な地域経済の発展のためには、観光業のみに依存するのではなく、複数の収入

源を模索することの重要性を認識した。有明海は、カニや魚、海苔などといった豊かな湿地の産物に恵まれており、こうした湿地関連産業と観光業を結びつけることにより、地域の持続的な経済発展を促進することができる。加えて、かつて(日本の江戸時代に)約400年間使用された伝統的な干拓技術が、近代的な干拓技術と比べて、より低コストであり、また環境に優しい技術であることを認識した。

湿地と防災・減災／気候変動

1. 特にアジア地域において、気候変動による災害の影響が増大していること、また湿地が、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 及び気候変動の緩和・適応において、大きな潜在的能力を有することを踏まえ、私たちは国際的な連携をさらに強化し、科学的・伝統的な地域に根差した知識、そして優良・失敗事例の共有を推進していくべきである。
2. マングローブ林や海草藻場(「ブルーカーボン」)、泥炭地等が巨大な炭素貯蔵庫であることを認識し、私たちは湿地や流域からの炭素放出量を削減するため、更なる研究や効果的な対策を実行に移すべきである。土壌浸食を抑制する「チェックダム」や、野焼きを伴わない農業技術の導入などが、気候変動緩和のための具体的な方策の例として挙げられた。
3. 近年の社会・経済・環境を取り巻く状況の急速な変化を踏まえ、コミュニティによる順応的な管理を実現させるためにも、地域住民による自治体制を強化することが重要である。地域住民による自治体制を強化するため、地域住民や脆弱なコミュニティが活動計画等を策定する際、効果的なファシリテーションを通じて、彼ら自身が意思決定プロセスに参加する機会を十分に提供するべきである。

湿地と政策／変化／国際協力

1. 私たちはアジア・大洋州地域における多数の湿地が国境を跨ぐことを認識し、湿地に関するモニタリングデータを国際的なネットワークを通じて共有すること、それらのデータが、アジア太平洋の地域・国際協力を通して、問題点の特定や湿地保全のための協働の推進のために効果的に活用されることを提言する。
2. クロツラヘラサギの保全活動の経験から、ファッショングッズのような若者達にとって魅力的なもの、またはソーシャルネットワーキングサービス等といった日常的に使用するものを活用することが、多様かつ多世代にわたるステークホルダーを結びつけることにつながり、またそれらが地域・国際協力の基盤を構築する上で役立つことを提言する。

湿地と自然資源の利用／農業／漁業／食料の確保

1. 脆弱なコミュニティの生計への気候変動による影響が増大している現状を踏まえ、私たちは気候変動に対抗できる持続可能な農業・漁業の技術(例:節水型農業等)を開発し、アジア・大洋州地域全体に普及させていくべきである。

2. フィジーにおける、地域により管理されている海洋区 (LMMA) は、いわゆる「里海」の一種である。この海洋区管理の経験から、伝統的なガバナンスに基づき、伝統的知識、慣習的土地利用権・資源へのアクセス、伝統的な意思決定プロセス・社会的ネットワーク等を取り入れたコミュニティの主導による湿地管理は、住民のプライド、当事者意識、順応的能力の向上、及びコミュニティの集合的な取り組みの推進を通じた持続可能な湿地管理に寄与することを認識する。
3. コウノトリ米を生産する優良事例から学んだのは、私たちは農業・漁業の景観の中に野生生物の生息環境を回復させる技術 (例: オタマジャクシ等のためにより長い期間にわたり水田から水を抜かない等) をさらに開発し、普及することにより努力しなければならないということである。

都市の湿地

本セッションにおける議論の重要なポイント等は、全て佐賀ステートメントの本文に記載されている。

湿地と若者

1. 私たち若者は、学校、公民館、病院、養護施設等の公的な場所において、歌や踊り、料理、描画、文化祭等での展示物作成などといった多様かつ魅力的な活動を積極的に実施し、環境意識があまり高くない人々に対する CEPA 活動の促進のために更なる努力をするべきである。
2. 私たち若者は、将来湿地保全のためにより大きな貢献ができるよう、私たち自身の知識やスキルを磨くことの重要性を認識する。私たちは、湿地保全に関わるボランティア活動やインターンシップへの積極的な参加を通じて、プロフェッショナルから、科学的知識のみならず、コミュニケーション/プレゼンテーション/ファシリテーションスキルなどを習得できるよう更なる努力を行っていく。

湿地と持続可能な観光

1. 過去の経験から、私たちは、地域の自然資源に関し豊富な知識を有する地元コミュニティが、観光による自然生態系への負の影響を軽減する上で重要な役割を担う可能性があることを学んだ。したがって、責任ある観光を推進していく上では、地元コミュニティの参加をさらに進めていく必要がある。
2. ラムサール条約を踏まえ、私たちは観光客に対し、湿地での五感を使った原体験の機会 (例: 湿地から直接収穫された食べ物を味わう等) を提供することを提言する。湿地での原体験は、観光客と湿地との絆を強化し、観光客の湿地保全及び賢明な利用への意欲を高めることに寄与するためである。
3. 入場料の回収、カニ銀行 (カニの個体数を増やしそれらを観光資源として活用する取り組み。通称「クラブ・バンク」)、生態系サービスへの支払い制度の活用は、持続可能な

観光を通じて湿地の保全と収入創出の両立を実現する好事例として挙げられる。他方、適切な法的規制や環境モニタリングの実施も、責任ある観光を確実に進めていく上では重要である。

4. 世界観光機関（World Tourism Organization）が定める「持続可能な観光」の正式な定義が適切に使用されていないことを踏まえ、正しい定義が十分に普及するよう更なる努力が必要である。

湿地と文化

1. 文化は、活用されていない、忘れられた湿地からは生まれない。湿地の文化は長い年月をかけなければ生まれないため、湿地の文化が存在するということは、湿地が賢明に利用されてきた証である。
2. 主要な生態系サービス（供給・調整・文化的サービス）のうち、食糧、水、住居、衣服の供給を含む供給サービスは、全て文化と深く結びついていることに注目すべきである。
3. 湿地は、その土地にしかない、地元の人々にとってのシンボリック価値を有する。こうした地元のシンボルとしての価値は、ボトムアップ・アプローチによる湿地保全を進めていくにあたり、最も強力な推進力となる可能性がある。
4. 季節性という制約を持つ自然だけではなく、文化もより多くの観光客を集め、持続可能な観光を推進する上で、欠くことのできない要素である。
5. アジアにおける湿地の文化の特徴を明確にするためにも、他地域における湿地の文化との比較を行うことが次なる重要な一歩となる。

湿地とコミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発（CEPA）

1. 湿地センターは、人々と野生生物が触れ合う場であるとともに、湿地保全に資するコミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発（CEPA）に関する様々な活動が行われる場である。ラムサール条約は、湿地センターが、湿地の保全と賢明な利用について学ぼうと鍵となる場であり、また第4次ラムサール戦略計画 2016-2024（ラムサール条約第12回締約国会議決議 XII.9）を実行に移す活動を促進する働きをするものであると認識している。湿地センターは、メッセージを伝え、湿地保全へ向けた人々の行動変容や活動を促進するための重要な原動力である。
2. 湿地センターは、湿地センターのネットワークに加わることにより、その影響力を最大限にすることができる。そのネットワークを通じ、専門的知見、資源、経験や優良事例などをネットワークのメンバー間で共有することができる。湿地センターは地方レベル、国レベル、そして国際的なレベルにおいてつながることができる。Wetland Link International（WLI）は、各国の湿地センターの世界的なネットワークであり、既設及び新設の湿地センターの発展を支援している。WLI-Asia は、アジア地域におけるメンバー国間の協調を促進している。ラムサール条約東アジア地域センター（RRC-EA）は、現在 WLI-Asia の事務局機能を担っている。

湿地と生物多様性

1. 生物多様性がより豊かな場所において、農業・漁業の生産性がより高いことが示唆された研究の結果を踏まえ、私たちは生物多様性からもたらされる生態系サービスを維持することが、農業や漁業を長期的に維持していく上での基盤となることを認識する。
2. (島根県・鳥取県にまたがる) 中海での経験から、私たちは開発事業による湿地への負の影響を防ぐこと、また湿地をラムサール条約登録湿地として指定することにおいて、地元コミュニティによる運動が重要な役割を果たしうることを確認する。しかしながら、ステークホルダー間の調整が必ずしも十分に行われていないことから、コミュニティによる湿地管理のみでは、湿地の劣化を防ぐには十分とは言えない。長期的に湿地を保全していくためには、政治、経済、社会、及び技術的なアプローチを組み合わせた、包括的な戦略が必要である。